



# 住宅・住宅災害貸付申込案内

## 1 住宅・住宅災害貸付けの申込事由

種 別	事 由
住宅貸付け	組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入又は敷地の購入、借入若しくは補修（以下「新築等」という。）をするための資金を必要とする場合。
住宅災害貸付け	組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、新築等をするための資金を必要とする場合。（り災後1年以内に資金を必要とする場合）

（注）バリアフリー住宅を建築する場合、通常の住宅・住宅災害貸付けの貸付額とは別に「介護構造部分に係る住宅・住宅災害貸付け」を申込みことができます。

## 2 住宅・住宅災害貸付けの最高限度額

### （1）住宅貸付け

$\text{給料の月額（教職調整額を含む）} \times \text{月数（下表参照）} = \text{限度額（1,800万円限度）}$   
 組合員期間に応じた月数

組合員期間	6月以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
月数（倍率）	10	15	25	35	45

※組合員が居住している住宅又は敷地が、水震火災その他の非常災害による損害を受けたために住宅を新築する場合等（住宅災害貸付けに該当する場合を除く。）は、上記により算出した額の1.5倍に相当する金額（1,800万円限度）となります。

### （2）住宅災害貸付け

上記住宅貸付けの方法で求めた額の2倍となります。（限度額は1,900万円）

### （3）その他の注意事項

ア 申込金額（借換の場合は送金予定額）は、契約金額等の必要資金の範囲内となります。

イ 償還回数は償還途中で変更できません。ただし、一部繰上償還する時は償還回数を減らすことができます。

## 3 住宅・住宅災害貸付けの償還回数

毎月分 360回まで

ボーナス分 60回まで

※退職までの勤務年数にかかわらず、償還回数の限度まで設定することができます。

ただし、退職等の時点で残っている借入金については即時償還（一括返済）となります。

※毎月償還を120回未満で設定した場合、住宅借入金等特別控除に必要な「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」は発行できません。

## 4 住宅・住宅災害貸付け申込みにあたっての資格・条件等

- 申込時に組合員期間が6か月以上（他の共済組合からの継続者は、その期間を通算する。）であること。
- 共済組合の各貸付金の一回当たりの返済合計額が、毎月償還で給料の月額の10分の3を、ボーナス償還で給料の月額の10分の6を超えないこと。
- 共済組合への償還年額に、共済組合以外の金融機関等からの借入金の償還年額を加算した額が、給料の月額の4.8倍の額を超えるときは、貸付けを受けることができません。
- 投資、賃貸等を目的としないでください。ただし、組合員の家族が商業等を営んでいて、その業態にふさわしい構造の家屋を建築する場合には、居住部分に限り貸付けの対象となります。
- 貸付けの対象物件の所在地は、通勤可能な範囲としてください。
- 物件の名義は、組合員名義又はその配偶者及び親子等の共有名義であること。ただし、配偶者又は親子等の名義の場合でも、組合員が同居することを条件に申込みすることができます。

- (7) 申込みはタイミングを考えて
- ア この貸付金については、送金日からおおむね3か月以内の支払い（一部でも可）に充てていただきます。送金日と代金支払日をお考えの上、お申込みください。また貸付けの対象が住宅の場合、送金した日から6か月以内に居住してください。
  - イ 貸付けの対象が住宅を建てるための敷地の購入又は借入れの場合、送金した日から5年以内に住宅を建築し居住してください。
  - ウ 貸付金の送金時点で、既に支払いが済んでいる金額については、貸付け対象外です。ただし、やむを得ない事情で一時的に金融機関等からの融資（つなぎ融資）を受けて、売買代金を完納し、所有権移転登記を完了している場合は、つなぎ融資が確認できる資料を提出することにより、その金額についても貸付けを申込みことができます。
- (8) 貸付保険料の一部を借受人負担していただくため、期間1月につき0.005%を貸付金利率に加算します。
- (9) 貸付けできない場合もあります
- 申込み時点で受付できないことや、審査の結果、貸付けできないこともあります。例えば、新築物件で容積率・建ぺい率超過の違法物件や、市街化調整区域で自己用住宅が建てられない地域の場合などです。
- 契約に当たっては、法務局（登記所）や県土整備事務所あるいは市町村の土地行政の担当課等で、不動産及び建設会社・物件・周辺環境等を十分に調査・確認してください。
- また、次の事例に該当する場合は、貸付けができません。
- ア 給与の差押えを受けているとき
  - イ 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めないとき
  - ウ 貸付保険制度の事故者であるとき（損害保険会社に移された債務を完済している場合は除く。）
  - エ 破産の申立てから破産手続開始決定までの間にあるとき又は破産手続開始決定後10年を経過していないとき
  - オ 民事再生の申立てから再生計画認可決定の確定日までの間にあるとき又は再生計画認可決定の確定日後10年を経過していないとき
  - カ 貸付規程違反等により即時償還事由に該当した貸付金の償還が完了していないとき
  - キ その他、債務不履行に至る恐れのある事由が認められたとき

## 5 住宅・住宅災害貸付け申込みに必要な書類

必 要 書 類	住 宅	住宅災害
住宅・住宅災害貸付申込書	○	○
通帳等の写し、給与明細書の写し、組合員証の写し	○	○
貸付借用証書	○	○
借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書	○	○
申込事由別に必要な添付書類 ※別表1で確認してください。	○	○
り災証明書		○

※市町村共済組合等からの転入者で、申込日現在、公立学校共済組合員期間が6か月未満の組合員は、「組合員期間継続証明書」（様式6号）も一緒に添付してください。

## 6 住宅・住宅災害貸付申込書等記入の際の注意事項

申込書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込金額欄、希望する償還回数欄、申込人欄の訂正には訂正印（氏名欄と同じ印鑑）が必要です。</li> <li>・ ボーナス償還は、申込金額が100万円以上のとき選択でき、申込金額の1/2以内かつ50万円単位となります。ボーナス償還回数は、毎月償還回数の1/6以内で設定してください。</li> <li>・ 申込、借受中の貸付金の1回当たりの償還額の合計が毎月償還で給料の月額額の3/10以内、ボーナス償還で給料の月額額の6/10以内になるよう設定してください。</li> </ul>
貸付借用証書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名欄の印鑑は、申込書の氏名欄の印鑑と同じものを使用し、鮮明に押してください。</li> <li>・ 日付は記入しないでください。</li> <li>・ 金額の訂正はできません。（書き直しとなります。）なお、金額以外の訂正は、氏名欄に押印した印鑑と同一の印鑑で訂正印を押してください。</li> </ul>

借入状況等 申告書兼貸 付事業にお ける個人情 報に関する 同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名欄の印鑑は、申込書の氏名欄の印鑑と同じものを使用し、鮮明に押してください。</li> <li>・日付は、申込書と同一の日付にしてください。</li> <li>・訂正の場合は、氏名欄に押した印鑑と同一の印鑑で訂正印を押してください。</li> <li>・借入状況は、今回申込分も必ず記入してください。</li> <li>・当共済組合以外の借入状況は、該当がない場合は必ず0（ゼロ）を記入してください。</li> <li>・償還限度額の算出を必ず行い、算式どおりになるか確認してください。</li> <li>・訂正の場合は、氏名欄に押した印鑑と同一の印鑑で訂正印を押してください。</li> </ul>
--	---

※申込書記入に当たっては、記入例も参考にしてください。

## 7 貸付金利率及び一回当たりの償還額について

貸付種別	貸付金の利率（年利）
住宅	1.32%
介護構造	1.06%
住宅災害	0.99%

※平成30年1月1日現在の利率で、変動制です。

※現在の貸付金利率は利率改定の通知文又は最新の「福利さいたま」で確認してください。

※償還の方法は元利均等方式となります。

※上記貸付金利率には、貸付保険料充当額が加算されています。

※利率が改定された場合、すべての借受者に適用され償還中の方も一回当たりの償還額が変わります。

※一回当たりの償還額を調べる場合は、公立学校共済組合埼玉支部ホームページから  
資金を必要とするとき→ 各種貸付の申し込み手続き→「償還額早見表」、又は「貸付金・償還金シミュレーション」を参照してください。

## 8 現在貸付けを受けて償還中の方が、再度貸付けを受けるには？

既に貸付けを受けて現在償還中の場合でも、再度、同じ種類の貸付けを申し込むことができます（借換えといいます。）。その際は貸付申込書の貸付区分欄の「借換」に○印を付けてください。

申込金額を決める際には、次の計算方法を参考にしてください。

例) 貸付けの種類及び今回必要とする金額…… 住宅 10,000,000 円 ← (A)  
送金日時点の貸付金未償還元利金…………… 住宅 5,754,620 円 ← (B)

申込金額の計算方法

$$10,000,000 (A) + 5,754,620 (B) = 15,754,620 \div \boxed{15,700,000 \text{ 円}} (C) \text{ が申込金額 (10万円未満切捨て)}$$

$$\text{送金額} = 15,700,000 (C) - 5,754,620 (B) = 9,945,380 \text{ 円}$$

※借換えの場合の送金額は、申込金額から貸付予定時における未償還元利金を差し引いた額となります。

## 9 申込期限（締切日）及び貸付日

毎月25日が申込締切日です。ただし、3月と12月は15日が締切日となります。（その日が土曜日、日曜日、休日の場合は前日。）

申込書に不備や、不足書類がある場合は、受付けできないことがありますので早めにお申込みください。

貸付日は、締切日の属する月の翌月の25日（その日が銀行等の休業日の場合は翌営業日）です。（本人口座への入金、貸付日より2～3日かかる場合があります。）

ただし、他共済組合からの転入を事由とする貸付け及び住宅災害貸付けについては、随時となります。

## 10 審査結果の通知

審査の結果は、貸付日の属する月の中旬に所属所を經由し、組合員に通知します。決定の場合は、貸付決定通知書、償還表及び完了報告書様式等が送付されます。

## 11 償還開始及び償還金の払込み

毎月償還は貸付日の属する月の翌月の給料から、ボーナス償還は貸付日の属する月の翌月以降の期末・勤勉手当（6月、又は12月）から控除が開始されます。

## 1 2 完了報告書の提出

新築等が完了したら、「完了報告書及び添付書類」を速やかに福利課貸付・ライフプラン担当へ提出してください。

なお、添付書類として、登記簿謄本（全部事項証明書）を提出する場合は、所有権保存登記後のものが必要です。

## 1 3 即時償還

次の事例に該当する場合は、未償還元利金を即時償還（一括返済）となりますので御注意ください。

- (1) 貸付対象物件の全部、又は一部を他に貸し付けたとき
- (2) 貸付対象物件の全部、又は一部を他に譲渡したとき
- (3) 貸付対象物件の価値を明らかに減少させるおそれのある行為をしたとき
- (4) 完了報告書が提出されないとき
- (5) 組合員資格を喪失したとき
- (6) 申込内容に偽りがあったとき
- (7) 退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けることができるとき
- (8) その他、貸付規程に違反したとき

## 1 4 貸付保険制度

償還（返済）が万一不能になった場合に備えて、共済組合では貸付保険に加入しています。原則として、借受者は全員貸付保険の適用を受けることとなります（保険料は、共済組合と借受人が負担します）。これにより、貸付けの対象物件等について抵当権の設定はしません。

## 1 5 団体信用生命保険制度（だんしん）

借受人が死亡、又は一定の障害状態になったとき、保険会社が代わって未償還元利金を全額償還する制度です。併せて「だんしん」の適用を受けている方を対象に、借受中に病気、傷害又は所定の精神障害により就業障害状態になった場合、貸付金の償還金相当額（平均返済月額）が保険金として、最長3年間支給される「債務返済支援保険」があります。いずれも加入は任意ですが、保険料は自己負担となります。詳しくは、「団信制度適用申込の手引」を御覧ください。

## 1 6 その他の注意

- (1) 貸付けの申込みの際には、最新版の「福利のしおり」、公立学校共済組合埼玉支部ホームページ（<http://www.kouritu.or.jp/saitama/>）及び「公立学校共済組合貸付規程」等を参照してください。
- (2) 償還不能により貸付保険事故を起こした場合、所属所長に通知します。また、次に貸付けを受けることが難しくなりますので、無理のない返済計画を立てた上で申込みをされるようお願いいたします。御不明な点については、貸付・ライフプラン担当まで御照会ください。

## 1 7 申込先

埼玉県教育局教育総務部福利課貸付・ライフプラン担当

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5階

☎048(830)6701（貸付・ライフプラン担当直通） FAX048(824)2638

※郵送等で直接貸付・ライフプラン担当あてに申し込んでください。

※本申込案内及び申込書等必要書類は、公立学校共済組合埼玉支部ホームページの諸届用紙【ダウンロード】（<https://www.kouritu.or.jp/saitama/tetsuduki/shikin/kashitsuke/moshikomi/index.html>）から入手できます。

ただし、団体信用生命保険の申込書については、専用の複写様式を使用するためダウンロードできません。申込の手引、及び申込書をご希望の方は、貸付・ライフプラン担当まで御連絡ください。

別表1

(共) 住宅・住宅災害・介護構造貸付けの申込みに必要な書類(提出後の返却はできません。)

書類名	申込事由	土地付住宅の購入			住 宅					敷 地			他の共済組合へ住宅貸付金を返済するため	
		新築の建売住宅	新築のマンション等の集合住宅	中古住宅(中古マンションを含む。)	新築	増築改築移築	修理(10㎡以内の増改築を含む。)	借入	建物購入	購入		借入		補修
										更地	底地(注1)			
申込資格等に関する書類	1 住宅・住宅災害・介護構造貸付申込書(様式第1号(2))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 貸付借用証書(様式第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書(様式第26号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4 受取金融機関の口座が確認できるものの写し(通帳の表紙等の写し)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5 給与支給明細書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6 組合員証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7 団信申込書(希望者のみ必要)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	災害を事由とする場合 8 り災証明書(市町村・警察署・消防署等の証明)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	引き続き他の共済組合員期間がある場合 9 組合員期間継続証明書(様式第6号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
契約に関する書類	10 工事請負契約書の写し(工事費150万円以下の場合には請書の写しも可)(注2)				○	○	○						○	
	11 工事見積書の写し						○						○	
	12 売買契約書(条項部分を含む)の写し(注2)	○	○	○					○	○	○			
	持主と売主の名義が異なる場合 13 売主に売り渡すことを証明する売買契約書の写し、売買証明書の写し、販売委託契約書の写し又は販売委託の委任状の写し等	○	○	○					○	○	○			
	仮登記されている場合 14 仮登記権利者又は所有者の売買契約に関する承諾書	○	○	○					○	○	○			
	15 工事等予定書(様式第12号)				○	○	○							○
	16 賃貸借契約書の写し							○				○		
17 重要事項説明書の写し	○	○	○				○	○	○	○	○			
建物に関する書類	18 登記簿謄本・全部事項証明書(建物)(注3)			○		○	○		○	○				
	19 建築確認済証の写し(確認印のあるもの及び第1~5面)	○	○		○	○			○					
	建築確認を要しない地域 20 市町村で発行する証明書及び建築工事届の写し	○			○	○			○					
	21 平面図(床面積及び間取りが確認できるもの)	○		○	○	○	○	○	○					
	22 パンフレット(平面図のあるもの)		○											
	23 建築名義人の住宅修理承諾書(様式第17号)(同居(予定)人である場合は不要)						○							
24 住宅建築誓約書(様式第14号)									○		○			

裏面あり

書類名		申込事由	土地付住宅の購入			住 宅				敷 地				他の共済組合へ住宅貸付金を返済するため	
			新築の建売住宅	新築のマンション等の集合住宅	中古住宅(中古マンションを含む。)	新築	増築改築移築	修理(10㎡以内の増改築を含む。)	借入	建物購入	購入		借入		補修
											更地	底地(注1)			
土地に関する書類	25	登記簿謄本・全部事項証明書(土地)(注3)	○		○(注4)	○	○			○	○	○	○		
		地目が農地の場合	○			○					○		○		
	26	農地転用許可書の写し及び許可申請書又は農地転用届出書の写し	○			○					○		○		
		土地区画整理事業中の土地の場合	○		○(注4)	○	○			○	○	○	○		
	27	仮換地又は保留地の証明書	○		○(注4)	○	○			○	○	○	○		
		借地の場合													
	28	土地名義人の土地使用承諾書(様式第13号)(所有者が同居(予定)人である場合は不要)				○	○			○				○	
		定期借地権付住宅の場合				○	○			○				○	
	29	定期借地権設定契約書の写し				○	○			○				○	
		宅地造成中の場合				○	○			○				○	
	30	造成前の登記簿謄本・全部事項証明書(土地)(注3)	○			○			○	○		○			
	31	購入する土地と造成前の登記簿謄本・全部事項証明書(土地)が同一であることの造成主又は設計者の証明	○			○			○	○		○			
	32	補修箇所の図面及び写真											○		
介護構造部分の貸付を申し込む場合	33	在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書(様式第8号)	○	○	○	○	○	○	○	○					
	34	該当箇所のわかる住宅の平面図等	○	○	○	○	○	○	○	○					
	35	工事費用見積書又はこれに相当する書類(様式第19号等)	○	○	○	○	○	○	○	○					
独立行政法人都市再生機構又は地方公共団体等から購入する場合は、右記に掲げる書類でよい	購入	36	分譲証明書又は分譲予定者証明書	○	○					○	○				
		37	パンフレット等	○	○					○	○				
		38	住宅建築誓約書(様式第14号)								○				
	積立方式	39	分譲積立契約書の写し	○	○					○	○				
		40	積立てした額の証明書	○	○					○	○				
		41	パンフレット等	○	○					○	○				
	42	住宅建築誓約書(様式第14号)								○					
43	住宅・住宅災害・介護構造貸付残高証明書												○		
44	その他	必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。													

※ 2人以上の組合員が同一物件について申込みをする場合は、同時に申し込んでください。この場合、重複する添付書類は省略できます。

注1 底地購入とは、現在住んでいる家の借地を購入する場合をいいます。

注2 工事請負契約書及び売買契約書には印紙税法により収入印紙が必要になりますので、必ず貼付してください。

注3 登記簿謄本・全部事項証明書は3か月以内のものを提出してください。(写しは不可)

注4 マンションの場合省略できます。

**共**

**住宅**・住宅災害・介護構造

(○で囲む。)

貸付申込書

※貸付番号

※決定金額

※毎月償還

※ボーナス償還

**記入例**

てゴム印を使用してください。

ホームページの「償還額」を参照してください。

所属所コード		福利小学校 40B99		職員番号 (市町村費等の職員は組合員番号) 埼玉太郎 987654	
申込金額		10000000円		希望する償還回数	
内		毎月償還		毎月償還	
訳		(申込金額の1/2以内) ボーナス償還 (50万円単位)		(毎月の1/6以内) ボーナス償還	
		5000000円		360回	
		5000000円		60回	
貸付区分(○で囲む)		新規・借換		給料の月額 (教職調整額を含む。)	
給与支給機関(○で囲む)		埼玉県 市町村等		2級117号給 404,352円	
受取金融機関	金融機関	埼玉県民		給料の月額の3/10の額	
	支店等	浦和		給料の月額の6/10の額	
	支店コード	999		組合員期間(申込月を算入)	
口座番号(右詰)	1234567		組員期間(申込月を算入)		21年1か月
申込事由	住宅	敷地		他共済へ返済	
	新築	借入		借入	
	増改移築	建物のみ購入		底地購入	
	修理	マンション購入		底地購入	
一戸建購入					
○					
完了予定年月日	令和元年9月20日		給料の月額×月数		限度額 18,000,000円
団体信用生命保険	適用・非適用		借種別		毎月償還
	適用		一般		8900円
			住宅		16827円
			教育		9155円
			合計		34882円
			ボーナス償還		53537円
					101191円
					55838円
					210566円
公立学校共済組合貸付規程に基づいて、住宅貸付保険の適用を受けるとし、上記の金額を借り受けたいので申し込みます。 令和元年5月10日 公立学校共済組合埼玉支部長 様					
申込人	所属所名	川口市立福利小学校 (Tel) 048-222-****			
	申込人現住所	〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂○-△-□ (Tel) 048-830-XXXX			
	組合員資格取得年月日	昭和平成	令和10年4月1日	生年月日	
	職名	ツガナ	サイタマ タロウ	昭和平成	48年5月5日 (満46歳)
	氏名	埼玉太郎		埼玉	
上記の記載は、事実と相違ないこと 令和元年5月15日 <b>必ず自署!</b>					
		所属所名		川口市立福利小学校 校長 川口 一	
		所属所長名		川口 一	

円未満は切り捨てください。

申込中の場合は、申込中の償還額を記入してください。

土地の購入資金と建物の建築資金を併せて貸付けを申し込み場合は一戸建購入としてください。

物件の引渡予定日又は最終支払日のうち、後の日付を記入してください。

引き続き公務員の共済組合の期間を記入してください。

給料の月額×月数(上限1,800万円)

貸付申込案内の「組合期間に応じた月数」に掲げる月数を○で囲んでください。

注意 (1) ※印欄は、記入しないこと。 (2) 給料の月額の欄は、申込みのときにおける給料(給料の調整額・教職調整額を含む。)を記入すること。 (3) 申込人欄は自署すること。 (4) 所属所長の印章は、公印とすること。

記入したものの写しを取って押印しない。直接記入のこと。

現居	① 賃貸住宅（民間借家 <u>アパート等</u> 、公営・公団・公社住宅、教職員公舎、社宅、その他） 2 自宅（持家、親族名義の家に同居（持主名 続柄 ）） 3 その他（具体的に記入（ ））									
	所在地		登記簿上の地番 <b>埼玉県川口市青木☆丁目◎番地◇号</b> 住居表示 <b>埼玉県川口市青木☆-◎-◇</b>							
候補物件の状況	構造の概要	一戸建住宅	構造	階別	1階	2階	階	合計	室数	
			木造2階建	床面積	新築・増改築・修理等の面積	67.89 m <sup>2</sup>	56.78 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	124.67 m <sup>2</sup>	K
				積	上記以外（既存部分）の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	DK
			合計	67.89 m <sup>2</sup>	56.78 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	124.67 m <sup>2</sup>	4 LDK		
	マンション等	マンション等の名称							号室	
		造階建の階部分、専有				m <sup>2</sup> ・室数		K		
敷地の状況		① <u>所有地</u> 購入地(更地・底地)・借地(持主 ) 地目 <b>宅地</b> 地積 <b>98.76 m<sup>2</sup></b>								
新築・購入等予定物件の登記予定人(続柄) [ <b>埼玉太郎・花子 (本人・妻)</b> ]										
資金	必要資金(契約額)		32,400,000 円							
	資金調達方法		住宅貸付申込金(1)		未償還元利金等(2)(貸付予定月末)		住宅貸付送金予定額(1)-(2)			
		10,000,000 円		円		10,000,000 円				
		介護構造貸付申込金(3)		未償還元利金等(4)(貸付予定月末)		介護構造貸付送金予定額(3)-(4)				
		円		円		円				
		自己資金				7,400,000 円				
		共済一般借入金				2,000,000 円				
		互助会借入金				3,000,000 円				
		その他の借入金(○△銀行(株))				10,000,000 円				
新物件に居住する家族構成	申込人と続柄		氏名	年齢	勤務先					
	本人		埼玉太郎	43						
	妻		埼玉花子	41	川口市立αβ中学校					
	長男		埼玉小一郎	19						
所在地及び敷地図		最寄りの駅又は停留所等からの目標を明記すること（現地調査に必要なため詳細に記入すること）。								

工事請負契約書、請書又は売買契約書等の金額を記入してください。諸経費等を必要資金に上乗せする場合は、その根拠となる資料(契約書等)により判断させていただきます。

必要資金をどのように用意するかについて記入し、住宅貸付送金予定額からその他の借入金までの合計金額が必要資金の額となるように記入してください。

借替えの方は、未償還元利金等の欄に、貸付金の送金時点での未償還元利金を償還表で確認してください。



**共** 借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書

貸付けの申込みにあたり、下記の内容に相違ありません。

公立学校共済組合埼玉支部長 様

令和 元年 5 月 10 日

申 込 人	所属所名	川口市立福利小学校 (TEL) 048-222-****	
	現住所	〒 330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂〇-△-□ (TEL) 048-830-XXXX	
	職名	フリガナ サイタマ タロウ	貸付申込年月日
	氏名	埼玉太郎 (埼玉)	令和 元年 5 月 10 日
	貸付種別 (○を付ける)	一般・住宅・住宅災害・教育・災害 医療・結婚・葬祭・介護構造	貸付 申込金額

※必ず本人が署名・押印してください。

※印鑑は、貸付申込書に押印されるものと同じものをご使用ください。

記

この申告書の内容や他の添付書類に虚偽の記載がある場合、貸付事故（貸倒れ）が発生した場合、その他貸付規程に違反した場合、公立学校共済組合が当該事実を申込人が所属する所属所の所属所長に通知することに同意します。

個人情報を「貸付事業における個人情報の取扱いについて」のとおり取り扱うことに同意します。

次の事項のいずれにも該当しないことを確認します。

- 1 現在、給与の差押えを受けている。
- 2 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない。
- 3 過去に貸付保険事故の適用を受けたことがある（保険会社に移された債務を完済している場合を除く。）。
- 4 破産の申立てから破産手続開始決定までの間にある。又は、破産手続開始決定後10年を経過していない。
- 5 民事再生手続の申立てから再生計画認可決定までの間にある。又は、再生計画認可決定後10年を経過していない。
- 6 破産・民事再生手続の申立てをするために、現在弁護士又は、司法書士等による事務手続を進めている。
- 7 貸付規程違反等のため貸付金を即時償還することになったが、その貸付金の償還が完了していない。

<当共済組合の借入状況>

(単位:円)

貸付種別	区分	1回当たり償還額 (毎月償還)	1回当たり償還額 (ボーナス償還)
一般貸付け	新規・借換え・償還中	8,900	53,537
住宅貸付け	新規・借換え・償還中	16,827	101,191
教育貸付け	新規・借換え・償還中	9,155	55,838
	新規・借換え・償還中		
	新規・借換え・償還中		
	新規・借換え・償還中		
合計		(A) 34,882	(B) 210,566

(注) 1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。

記入例

「借入先」欄には、借換の場合は借換え後の1回当たり償還額を記入してください。

うち元金の償還が猶予されている貸付けに係るものは記入する必要はありません。

「借入区分」欄は、猶予されている1回当たり償還額を記入してください。

「借入年月日」欄は、元金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めないで記入してください。詳しくは「借入先」欄を確認してください。

「借入区分」欄は、借換の場合は借換え後の1回当たり償還額を記入してください。

<当共済組合以外の借入状況>

(単位:円)

借入先	借入区分	借入年月日	当初借入金額	償還年額
埼玉県教職員互助会	新規借入 (既借入)	26年6月25日	1,500,000	259,114
埼玉県教職員互助会	新規借入・既借入	元年5月25日	3,000,000	168,306
埼玉県教職員互助会	新規借入 (既借入)	26年8月25日	2,000,000	212,158
〇△銀行(株)	新規借入 (既借入)	元年5月25日	10,000,000	300,000
	新規借入・既借入	年 月 日		
	新規借入・既借入	年 月 日		
合計			16,500,000	(C) 939,578

(注) 1 「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等、金融機関等の名称を記入してください。

<金融機関等の例>

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融支援機構、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他借入を受けている一切の団体等

※クレジットカードの一括払いによる支払は除く。

- 2 「新規借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日後に借り入れる予定の借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）
- 3 「既借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日以前に借り入れた借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）

<申込人の給料の月額>

(D) 404,352 円

(注) 貸付申込書に記入した給料の月額を記入してください。

<償還限度額の算出>

(A) × 1.2	(B) × 2	(C)	左の合計	≤	(D) × 4.8
418,584	421,132	939,578	1,779,294		

※この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。

また、償還の確実性がないと認められる場合（債務整理について弁護士等に相談している場合を含む）は貸付申込みを受け付けることはできません。

# 申込後・借受後の参考事項

## 1 完了報告書の提出

貸付対象物件取得（建築）完了後は、速やかに申込事由に該当する必要書類を添付して、完了報告書を提出していただきます。

また、更地の購入もしくは借入のいずれかの事由で貸付けを受けた方は、貸付日から5年以内に住宅を建築した上で、必要書類とともに完了報告書（住宅建築分）を提出していただきます。

## 2 住宅借入金等特別控除

自己の居住用住宅の取得のために貸付けを受け、一定の要件を満たすと、所得税の「住宅借入金等特別控除」が受けられます（詳細は、直接税務署へお問い合わせください。）。

この控除申告に必要となる「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」は、年末調整及び確定申告時期に該当者へ発行します。もし、届かない場合はご連絡ください。

## 3 償還の猶予

育児休業及び介護休暇の場合は、その期間の範囲内で、住宅又はその敷地が非常災害により損害を受けた場合は12か月を限度として、償還を猶予することができます。猶予を受けた償還金は、猶予期間が終了した翌月から（ボーナス償還の場合は、直後の6月又は12月から）、猶予を受けた回数に対応する回数分だけ定期償還に加算して給与控除されます。（倍返し）

償還の猶予には、所定の申出書の提出が必要です。

## 4 償還途中で貸付金の一部又は全部を繰り上げて償還することができます（繰上償還）

(1) 繰上償還の種類等

- ・全額繰上償還（毎月実施）
- ・一部繰上償還（1月～9月に実施）

(2) 申出締切日

繰上償還月の前月15日（申出締切日が、土曜日、日曜日、休日の場合はその前日）


(3) 申出方法

全額繰上償還申出書、又は一部繰上償還申出書を、福利課貸付担当まで提出。

(4) 繰上償還の払込み

繰上償還月の初旬に送付する「振込依頼書」で、給料日までに最寄りの金融機関から払い込んでいただきます。ただし借替貸付けを受ける月と同一月に、その既貸付金について繰上償還をすることはできません。

なお、繰上償還月までは、給与からの償還金の控除があります。繰上償還月の翌月から、全額繰上償還の場合は給与控除がなくなり、一部繰上償還の場合は償還額が変更となります。

	<b>住宅・住宅災害・介護構造</b> (○で囲む。)		※貸付番号			
	<b>貸付申込書</b>		※決定金額			
			※毎月償還			
			※ボーナス償還			
所属所コード		職員番号 (市町村費等の職員は組合員番号)				
申込金額		希望する償還回数		一回当たりの償還額		
内 訳	毎月償還	毎月償還		毎月償還		
	(申込金額の1/2以内) ボーナス償還 (50万円単位)	(毎月の1/6以内) ボーナス償還		ボーナス償還		
貸付区分(○で囲む)		新規・借換		給料の月額 (教職調整額を含む。)		
給与支給機関(○で囲む)		埼玉県・市町村等		級 号給		
受 取 金 融 機 関	金融機関	銀行 金庫 組合 農協		給料の月額の3/10の額		
	支店等	本店 支店 出張所		給料の月額の6/10の額		
	支店コード			組合員期間(申込月を算入)		
	口座番号(右詰)			年 月 日		
申 込 事 由	住宅		敷地		給料の月額×月数	
	他共済へ返済		限度額		円	
	借入		底地借入		種 別	
	建物のみ購入		更地購入		毎月償還	
完了予定年月日		令和 年 月 日		ボーナス償還		
団体信用生命保険		適用・非適用		合計		
公立学校共済組合貸付規程に基づいて、住宅貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を借り受けたいので申し込みます。						
令和 年 月 日						
公立学校共済組合埼玉支部長 様						
申 込 人	所属所名					
	申込人 現住所					
	組合員資格取得年月日	昭和・平成・令和	年 月 日	生年月日		
	職 名	氏 名			昭和・平成 年 月 日 (満 歳)	
上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。						
令和 年 月 日						
所属所名					公印	
所属所長名						

で  
ゴ  
ム  
印  
を  
使  
用  
し  
て  
く  
だ  
さ  
い。

所  
属  
所  
に  
あ  
る  
「  
貸  
付  
賦  
金  
率  
表  
及  
び  
償  
還  
額  
早  
見  
表  
」  
を  
参  
照  
し  
て  
く  
だ  
さ  
い。

円  
未  
満  
は  
切  
り  
捨  
て  
て  
く  
だ  
さ  
い。

申  
込  
中  
の  
場  
合  
は  
、  
申  
込  
中  
の  
償  
還  
額  
を  
記  
入  
し  
て  
く  
だ  
さ  
い。

注意 (1) ※印欄は、記入しないこと。 (2) 給料の月額の欄は、申込みのときにおける給料(給料の調整額・教職調整額を含む。)を記入すること。 (3) 申込人欄は自書すること。 (4) 所属所長の印章は、公印とすること。 R1.05

現居	1 賃貸住宅（民間借家・アパート等、公営・公団・公社住宅、教職員公舎、社宅、その他） 2 自宅（持家、親族名義の家に同居（持主名 続柄 ）） 3 その他（具体的に記入（ ））									
候補物件の状況	所在地		登記簿上の地番							
			住居表示							
	構造の大要	一戸建住宅	構造	階 別		階	階	階	合計	室 数
			階建	床面積	新築・増改築・修理等の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	K
				積	上記以外（既存部分）の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	LDK		
	マンション等	マンション等の名称							号室	
		造 階建の 階部分、専有 m <sup>2</sup> ・室数							K	
敷地の状況	所有地・購入地(更地・底地)・借地(持主 ) 地目							地積 m <sup>2</sup>		
新築・購入等予定物件の登記予定人(続柄) [ ( ) ]										
資金	必要資金(契約額)		円							
	資金調達方法	住宅貸付申込金(1)		未償還元利金等(2)(貸付予定月末)		住宅貸付送金予定額(1)-(2)				
		円		円		円				
		介護構造貸付申込金(3)		未償還元利金等(4)(貸付予定月末)		介護構造貸付送金予定額(3)-(4)				
		円		円		円				
		自己資金		円						
		共済一般借入金		円						
		互助会借入金		円						
その他の借入金( )		円								
新築物件家族に構成住	申込人と続柄		氏 名	年 齢	勤 務 先					
	本人									
所在地及び案内地図	最寄りの駅又は停留所等からの目標を明記すること（現地調査に必要なため詳細に記入すること）。									

**共 借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書**

貸付けの申込みにあたり、下記の内容に相違ありません。

公立学校共済組合埼玉支部長 様

令和 年 月 日

申 込 人	所属所名	(Tel)		
	現住所	〒 (Tel)		
	職名	フリガナ	貸付申込年月日	
		氏名	令和 年 月 日	
	貸付種別 (○を付ける)	一般・住宅・住宅災害・教育・災害 医療・結婚・葬祭・介護構造	貸付 申込金額	円

※必ず本人が署名・押印してください。

※印鑑は、貸付申込書に押印されるものと同じものをご使用ください。

記

この申告書の内容や他の添付書類に虚偽の記載がある場合、貸付事故（貸倒れ）が発生した場合、その他貸付規程に違反した場合、公立学校共済組合が当該事実を申込人が所属する所属所の所属所長に通知することに同意します。

個人情報を「貸付事業における個人情報の取扱いについて」のとおり取り扱うことに同意します。

次の事項のいずれにも該当しないことを確認します。

- 1 現在、給与の差押えを受けている。
- 2 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない。
- 3 過去に貸付保険事故の適用を受けたことがある（保険会社に移された債務を完済している場合を除く。）。
- 4 破産の申立てから破産手続開始決定までの間にある。又は、破産手続開始決定後10年を経過していない。
- 5 民事再生手続の申立てから再生計画認可決定までの間にある。又は、再生計画認可決定後10年を経過していない。
- 6 破産・民事再生手続の申立てをするために、現在弁護士又は、司法書士等による事務手続を進めている。
- 7 貸付規程違反等のため貸付金を即時償還することになったが、その貸付金の償還が完了していない。

<当共済組合の借入状況>

(単位：円)

貸付種別	区分	1回当たり償還額 (毎月償還)	1回当たり償還額 (ボーナス償還)
一般貸付け	新規・借換え・償還中		
住宅貸付け	新規・借換え・償還中		
教育貸付け	新規・借換え・償還中		
	新規・借換え・償還中		
	新規・借換え・償還中		
	新規・借換え・償還中		
合計		(A)	(B)

(注) 1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。

- 2 「1回当たりの償還額」欄には、借換えの場合は借換え後の1回当たり償還額を記入してください。
- 3 住宅災害貸付のうち元金の償還が猶予されている貸付けに係るものは記入する必要はありません。
- 4 育休等猶予中の方は、猶予されている1回当たり償還額を記入してください。
- 5 育休等猶予金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めないで記入してください。詳しくは支部に確認してください。

<当共済組合以外の借入状況>

(単位：円)

借入先	借入区分	借入年月日	当初借入金額	償還年額
埼玉県教職員互助会	新規借入・既借入	年 月 日		
	新規借入・既借入	年 月 日		
	新規借入・既借入	年 月 日		
	新規借入・既借入	年 月 日		
	新規借入・既借入	年 月 日		
	新規借入・既借入	年 月 日		
合計				(C)

(注) 1 「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等、金融機関等の名称を記入してください。

<金融機関等の例>

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融支援機構、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他借入を受けている一切の団体等

※クレジットカードの一括払いによる支払は除く。

- 2 「新規借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日後に借り入れる予定の借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）
- 3 「既借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日以前に借り入れた借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）

<申込人の給料の月額>

(D) 円

(注) 貸付申込書に記入した給料の月額を記入してください。

<償還限度額の算出>

(A) × 1.2	(B) × 2	(C)	左の合計	≦	(D) × 4.8

※この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。

また、償還の確実性がないと認められる場合（債務整理について弁護士等に相談している場合を含む。）

は貸付申込みを受け付けることはできません。

## <貸付事業における個人情報の取扱いについて>

### 1 個人情報の利用目的

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。

- 貸付けの審査・決定
- 貸付金の償還管理
- 当共済組合が生命保険会社等と締結した団体保険契約（団体信用生命保険及び債務返済支援保険）の事務手続
- 当共済組合が損害保険会社と締結した貸付保険契約の事務手続
- 2に掲げる業務の実施
- その他貸付事業の適切かつ円滑な実施

### 2 個人情報の第三者提供

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報を、下記により第三者に提供します。

#### (1) 貸付金の送金関連

<提供時期>  
当共済組合が、貸付金の借受人口座への送金を依頼するとき

<提供先>  
金融機関

<提供先における個人情報の利用目的>  
貸付金を借受人の口座へ送金するため

<提供される個人情報の内容>  
「振込依頼票」や「振込データ」等に記載された個人情報（氏名、振込先金融機関、貸付金額等）

<提供の手段又は方法>  
電磁的記録媒体又は帳票を交付

#### (2) 貸付金の償還関連

<提供時期>  
当共済組合が、償還金の給与又はボーナスからの控除を依頼するとき

<提供先>  
組合員が所属する地方公共団体又は独立行政法人等、他の共済組合又は公益法人等へ転出した元組合員の所属する当該共済組合等

<提供先における個人情報の利用目的>  
貸付償還金を給与又はボーナスから控除し、当共済組合へ送金するため

<提供される個人情報の内容>  
「貸付原票」（貸付金償還金内訳書）又は「償還金控除依頼データ」に記載の個人情報（氏名、貸付年月日、貸付残高、当月償還額等）

<提供の手段又は方法>  
電磁的記録媒体又は帳票を交付

#### (3) 貸付保険関連

<提供時期>  
借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人に債務不履行の発生する可能性が極めて高い場合（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く）

<提供先>  
損害保険ジャパン日本興亜株式会社（共同取扱会社を含む）

<提供先における個人情報の利用目的>  
貸付保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

<提供される個人情報の内容>  
○「貸付申込書」及び「借用証書」に記載の個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）  
○保険金請求時に提出する資料に記載の個人情報（登記簿謄本、貸付原票等、弁護士等及び裁判所から債務整理に関して通知された文書、その他損害保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）

<提供の手段又は方法>  
帳票を交付

※ 上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時等に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。

※ 再保険会社について  
保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

※ 共同取扱いについて  
この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けられる契約形態の保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※ 損害保険ジャパン日本興亜株式会社（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.sink.co.jp/>）をご参照ください。

#### (4) 団体信用生命保険関連

<提供時期>  
○住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る）  
○保険金請求時又は事前査定時

○その他生命保険会社が必要と認める時期

<提供先>  
明治安田生命保険相互会社（共同取扱会社を含む）

<提供先における個人情報の利用目的>  
団体信用生命保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、中途加入者の募集、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の生命保険会社、損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

<提供される個人情報の内容>  
○「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）  
○保険金請求時又は事前査定時に提出する資料に記載の個人情報（診断書、戸籍謄本等、その他生命保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）  
○その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報

<提供の手段又は方法>  
電磁的記録媒体又は帳票を交付

※ 上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時又は事前査定時に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。

※ 再保険会社について  
保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

※ 共同取扱いについて  
この保険は当共済組合が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けられる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※ 明治安田生命保険相互会社（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。

#### (5) 債務返済支援保険関連

<提供時期>  
○住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る）  
○その他損害保険会社が必要と認める時期

<提供先>  
明治安田損害保険株式会社（共同取扱会社を含む）

<提供先における個人情報の利用目的>

債務返済支援保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社、明治安田生命保険相互会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

<提供される個人情報の内容>  
○「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）  
○その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報

<提供の手段又は方法>  
電磁的記録媒体又は帳票を交付

※ 再保険会社について  
保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

※ 共同取扱いについて  
この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けられる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※ 明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご参照ください。

### 3 個人情報の共同利用について

公立学校共済組合埼玉支部及び一般財団法人埼玉県教職員互助会の保有する個人情報を下記のとおり共同利用します。

<共同利用する個人情報>  
貸付申込書及び添付書類、貸付け及び償還に係る情報

<共同利用する者>  
公立学校共済組合埼玉支部  
一般財団法人埼玉県教職員互助会

<利用目的>  
貸付事業管理システムにより、貸付事業を行うため

### 4 その他

公立学校共済組合の個人情報保護方針については、ホームページ（<http://www.kouritu.go.jp/>）をご覧ください。

申 込 人	所 属 所 名	
	氏 名	

## 工 事 等 予 定 書

令和 年 月 日

工事請負者  
住 所  
氏 名

⑩

下記工事場所の工事等は下記のとおり行います。

### 記

1	<u>工 事 場 所</u>	
2	解体（整地）作業完了	令和 年 月 日
3	工 事 着 工	令和 年 月 日
4	基 礎 工 事 完 了	令和 年 月 日
5	上 棟	令和 年 月 日
6	工 事 完 了	令和 年 月 日
7	支 払 時 期	支 払 額
	契約時	令和 年 月 日 ( _____ 円)
	部分払 {	第一回 令和 年 月 日 ( _____ 円)
		第二回 令和 年 月 日 ( _____ 円)
		第三回 令和 年 月 日 ( _____ 円)
	完成時	令和 年 月 日 ( _____ 円)

- ※ 工事請負者の印は、契約書の代表者印と同じものを押印してください。
- ※ 支払額の合計が、契約書の金額と同額となるように記入してください。

工事等予定書裏面



所属所コード	
組合員番号	

共済組合

一般・住宅・教育・災害  
 医療・結婚・葬祭・特別  
 住宅災害・介護構造(住宅)・介護構造(住災)  
 特例住宅災害・介護構造(特例住宅災害)  
 (○で囲む)

## 貸付借用証書

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---

申込金額を自書してください。訂正したものは無効となり再提出となります。

公立学校共済組合貸付規程(以下「貸付規程」という。)の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

### 記

- 貸付金の利息は月利とし、貸付決定通知書又は償還表に記載の貸付利率のとおりとします。
- 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記1の利率に加算します。
- 借受人が組合員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借受人又は借受人と生計同一関係にある三親等内の親族に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料を除く。)又は借受人に対する退職手当(これに相当する手当等を含む。以下同じ。)が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額(組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額)を、当該給付金(当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。)及び退職手当から控除します。
- この貸付について公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じます。
- この貸付について訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかににかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

※令和 年 月 日

公立学校共済組合埼玉支部長 様

記入しないでください。

借 受 人	所属所名	(TEL)	
	現住所	〒	(TEL)
人	職名	フリガナ	
		氏名	(印)

自書してください。

注意 (1) ※印の欄は、記入しないこと。  
 (2) 申込人は、自書すること。  
 (3) 貸付金額は算用数字で記入すること。  
 なお、貸付金額の訂正は無効ですから、書き損じた場合は別の用紙に書き直しをすること。